

向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記すること。

ウ 受験手数料として、10,700 円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

6 受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。

7 合格発表等

(1) 合格発表

平成 14 年 8 月 23 日午前 10 時に、熊本県庁行政棟本館 1 階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、合格者には、本人あて合格通知書を郵送するので電話による合否の問い合わせには、一切応じないものとする。

(2) 合格証の交付

平成 14 年 8 月 23 日から平成 14 年 9 月 6 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。

8 問い合わせ先

熊本県健康福祉部薬務課

郵便番号 862 - 8570

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096 - 383 - 1111（内線 7166）

熊本県公告第 392 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

宇土市三拾町字野口 275 番 1、同 275 番 2、同 275 番 3、同 275 番 5、同 275 番 7、同第 275 番 8、同 275 番 9、同 275 番 11、同 275 番 21、同 275 番 22、同 275 番 23、同 275 番 24、同 275 番 25 及び同 275 番 26

3,562.73 平方メートル

2 開発を受けた者の住所及び氏名

宇土市南段原町 74 番 1

有限会社中村不動産開発

宇土市三拾町 706 番地

福島 義孝

熊本県公告第 393 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 築造者の住所 玉名市築地 1093 番地

2 築造者の氏名 野田浩明

3 道路の位置 玉名市築地字除ヶ口 288 番 2、同 289 番 3、同 290 番 4、同 292 番 7、同 293 番 3 及び同 294 番 4

4 道路の幅員 4.17 メートル

5 道路の延長 79.07 メートル

6 指定年月日 平成 14 年 3 月 27 日

7 指定番号 玉名景建第 113 号

熊本県公告第 394 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 築造者の住所 熊本市長嶺南一丁目 5 番 13

2 築造者の氏名 博報産業株式会社

3 道路の位置 本渡市本渡町大字本渡字川原 663 番 2

4 道路の幅員 4.00 メートル

5 道路の延長 55.57 メートル

6 指定年月日 平成 14 年 3 月 29 日

7 指定番号 天草企調第 4 号

熊本県公告第 395 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 葦北郡芦北町大字湯浦 245 番地 1
- 2 築造者の氏名 株式会社松下組
- 3 道路の位置 芦北郡芦北町大字道川内字塘田 6 番 65
- 4 道路の幅員 4.39 メートル
- 5 道路の延長 34.95 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 3 月 27 日
- 7 指定番号 芦北企調第 13 号

熊本県公告第 396 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡西合志町大字御代志 1534 番地 3
- 2 築造者の氏名 中島廣盛
- 3 道路の位置 菊池郡泗水町大字吉富字北原 2222 番 7
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 26.32 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 4 月 10 日
- 7 指定番号 菊池景建第 2 号

熊本県公告第 397 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字宮地 578 番地 3
- 2 築造者の氏名 石井克也
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字隈庄字安幕 930 番 1
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 26.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 4 月 17 日
- 7 指定番号 宇城景建第 1 号

熊本県公告第 398 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 東京都練馬区向山二丁目 22 番 8 号
- 2 築造者の氏名 岡部研一
- 3 道路の位置 本渡市本渡町大字本戸馬場字井出原 2108 番 4、同 2146 番 2 並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.30 メートルまで
- 5 道路の延長 73.80 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 4 月 16 日
- 7 指定番号 天草企調第 2 号

熊本県公告第 399 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市土手町 32 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市下薩摩瀬町字京畝町 734 番 1 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 4.10 メートルまで
- 5 道路の延長 59.98 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 4 月 16 日

7 指定番号 球磨企調第 4 号

熊本県公告第 400 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町植木 157 番地 6
- 2 築造者の氏名 有限会社橋本不動産
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字岩野字平松 1322 番 4、同 1323 番 3 及び同 1323 番 6
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.19 メートルまで
- 5 道路の延長 85.31 メートル
- 6 指定年月日 平成 14 年 4 月 17 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 2 号

熊本県公告第 401 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。）第 11 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 特定役務の名称及び数量、落札者を決定した日、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに契約の相手方を決定した手続

特定役務の名称及び数量	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続
電子計算機用データ入力業務（給与部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号	13.93 円	一般競争入札
電子計算機用データ入力業務（総務部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号	16.27 円	一般競争入札
電子計算機用データ入力業務（税務部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号	35.25 円	一般競争入札
電子計算機用データ入力業務（福祉・衛生部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社コンピュータービジネス熊本営業所 熊本市細工町四丁目 12-12 扇寿ビル 2 F	48.71 円	一般競争入札
電子計算機用データ入力業務（統計部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社コンピュータービジネス熊本営業所 熊本市細工町四丁目 12-12 扇寿ビル 2 F	24.20 円	一般競争入札
電子計算機用データ入力業務（土木部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号	10.32 円	一般競争入札
電子計算機用データ入力業務（農林部門）一式	平成 14 年 3 月 20 日	株式会社熊本計算センター 熊本市水前寺一丁目 7 番 26 号	20.64 円	一般競争入札

（注）落札金額はデータ 1 件当たりの単価

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部情報企画課 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 入札公告日
平成 14 年 2 月 8 日

熊本県公告第 402 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 年 3 月 12 日付けで確定した県営三の岳地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要
県営三の岳地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書
- 2 公告場所
天水町役場

熊本県公告第 403 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 84 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 競争入札に付する業務

熊本県訪問介護員養成研修（1 級課程）事業

(2) 研修期間

平成 14 年 8 月から平成 14 年 3 月末まで

(3) 受講対象者

2 級課程修了後、原則として 1 年以上訪問介護員として活動した者

(4) 研修会場

熊本市 1 会場

(5) 募集人員

おおむね 30 人

(6) 研修内容

熊本県訪問介護員養成研修実施要綱の 4 に規定する別紙 1 のとおりとする。ただし講義に「サービスの提供と人権擁護」（2 時間）を追加するとともに、面接指導 12 時間及び必要に応じて補講 4 時間を追加する。

(7) その他詳細は、仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成 14 年 5 月 10 日熊本県告示第 422 号（熊本県訪問介護員養成研修（1 級課程）事業の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等）により、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県健康福祉部高齢保健福祉課企画・在宅班（熊本県庁行政棟新館 2 階）

郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 - 383 - 1111 内線 7095

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

(1) に同じ

(3) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付期間は、この公告の日から平成 14 年 5 月 21 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 日時

平成 14 年 5 月 24 日 午前 10 時

(2) 場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁北側会議棟 303

(3) 入札書の提出方法

(2) に記載の入札場所に持参するものとする。

5 無効入札に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

6 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金等

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない

- と認められるときに限る。)
- (3) 契約保証金等
 契約担当者が指示する日時までに、契約価格の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (4) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 設定しない。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 34 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 1 項第 5 号の規定により、熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙期日 平成 14 年 5 月 19 日

選挙をすべき議員の数 2 人

熊本県選挙管理委員会告示第 35 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者は次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

区 分	氏 名	住 所
選挙長	坂田 憲治	熊本県八代市昭和同仁町 395 番地
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	本田 修	熊本県八代市西松江城町 6 番 19 号

熊本県選挙管理委員会告示第 36 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

場 所 八代市役所 2 階 22 号会議室（八代市松江城町 1 番 25 号）

日 時 平成 14 年 5 月 20 日 午後 2 時

熊本県選挙管理委員会告示第 37 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会告示第 38 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長

宮 本 卓 治

こうほしゃしめい 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	平成十四年執行熊本県議会議員 八代市選挙区補欠選挙投票	○ 注 意	熊本県選 挙管理委 員会之印
-------------------	---	--------------------------------	-------	----------------------

備 考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、オレンジ色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 39 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長

宮 本 卓 治

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料二食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
 - ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円

- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
- イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら同法 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内

熊本県選挙管理委員会告示第 40 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙において使用する熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年熊本県選挙管理委員会告示第 15 号）第 113 条に規定する印の様式は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治



熊本県選挙管理委員会告示第 41 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務は併せて行わないものとする。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙選挙長告示第 1 号

平成 14 年 5 月 19 日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙
選挙長 坂 田 憲 治

- 1 場 所 八代市選挙管理委員会事務局（八代市松江城町 1 番 25 号）
- 2 日 時 平成 14 年 5 月 16 日 午後 6 時

熊本県明るい選挙推進協議会公告第 1 号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続きは、次のとおり。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長職務代理者 横 田 武 勝

- 1 開催日時
平成 14 年 5 月 23 日
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28 - 51
熊本市テルサ 2 階研修室 A
- 3 議題
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 平成 13 年度下半期の事業実施状況報告について
 - (3) 平成 14 年度の事業計画について
 - (4) その他

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県選挙管理委員会 (熊本県総務部市町村総室選挙班)

(電話 096 - 381 - 8015)

